

平成27年12月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成27年12月21日(月)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 大場秀樹 宮本しづえ 西山尚利 今井久敏 宮下雅志 亀岡義尚 遠藤忠一 小桧山善継



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…47件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(12月21日(月))

宮本しづえ委員

補正予算に関して、土木総務費の職員費が減額になっている。これは昨年見込んだものと実際の差を減額するのだから、かなり金額が大きいの、単純に職員が入れかわった賃金の差額だけではないと思う。この5億数千万円の減額について、もう少し詳しく内容を聞く。

部参事兼土木総務課長

指摘のとおり、当初予算の職員費については、昨年11月1日現在の現員現給で積算しており、今年度の人事異動による年齢構成の変化や積算対象人員の減少などにより、このような減少額となっている。これは全庁的なルールによるものである。

また、昨年度に比べて人員が減っているのは事実であるが、当該補正額については、この費目で負担する人員の分であって、必ずしも実際の人員とリンクするものではない。

宮本しづえ委員

この費目では減員になっているとのことだが、先ほど説明のあった全体の職員数との比較ではどう考えればよいか。

部参事兼土木総務課長

正規職員だけで述べると、昨年度に比べ、原則不補充の技能労務職と事務職が減少している一方、技術職員はふえており、トータルで18人の減少となっている。

宮本しづえ委員

トータルでは減少しているとのことである。今の本県の土木事業を考えると、復興関連事業はこれからも続くので、この分野の職員を減らす状況ではないと思う。なぜ減員になったのかよく理解できない。庁内を歩いてみると、結構残業をしているので、まだまだ職員は足りないと感じている。減らさざるを得ない事情が起きた理由を聞く。

部参事兼土木総務課長

もちろん現状の人数が十分であるということではない。全庁的な定員管理の中で、今年度はこの体制で業務を行っているということである。復旧・復興業務はこれからピークが来る状況もあるので、事務の効率化を一層進めながら、限られた人員の中、今後とも、復旧・復興業務の遂行に向けて必要な人員は総務部に確保してもらうよう協議していきたい。

宮本しづえ委員

引き続き人員確保については要請したいとのことであるから、職員の過重負担にならないようにしっかり要請してほしい。しかも今、応援に来てもらって復興に取り組んでいる状況もあるので、県としてしっかり職員を確保する立場で引き続き努力してもらいたい。

次に、住宅の耐震診断が大幅な減額になっている。希望者との関係では問題はないとのことだが、私は住宅の耐震診断の補助事業そのものをもう少し簡易にして、住民が自分の住宅の耐震診断をもう少し気楽にできる仕組みを考える必要があると思うが、この点について県の考えはどうか。

建築指導課長

今回の耐震診断の減額は、木造住宅ではなく、民間の大規模な建築物の耐震診断及び補助についてである。委員指摘の木造住宅に対しては、県、市町村、国庫も含めてほぼ全額を補助している。診断に当たっては、一定のルールに基づいて診断をすることになるので、図面による机上だけの診断というわけにはいかない部分もある。一部住宅に入り、現地調査をすることはあるが、住民にそれほど負担になるようなことはないので、理解願う。

宮本しづえ委員

診断そのものは現地を見なければわからないので、それは当然だが、たしか耐震診断の補助事業は金額が結構高い。もう少し簡易な診断のやり方を考えてもよいと思うので、検討願う。

次に、下水道の維持管理費について、市町村に追加の負担を求める項がある。年間の実績に基づき、汚水の処理量が多かったのが負担金がふえたのだと思う。これは、白河市なので県南流域の関連事業だと思うが、県が行っている流域の維持管理は幾つかある。白河市は1㎡当たりどれくらいの金額で、他の流域との関係で見ると、負担金は高いのか安いのか。

下水道課長

土の70ページ、流域下水道維持管理費の内容だが、白河市・西郷村の汚泥処分量の追加である。白河市・西郷村の汚泥については、県中浄化センターの汚泥と一緒に処理することになっており、汚泥の処分だけを行っている。放射能の関係で保管されていた白河市・西郷村の汚泥が、平成26年度中に全量搬出できるようになり、当初の予定より汚泥の処理量がふえたため、追加分が増額になっている。

宮本しづえ委員

県南で出た下水道の汚泥を県中に持って行って全部処理をしたという理解でよいか。

下水道課長

県中に持ってきて処分するのではなく、福島県が、白河市・西郷村の汚泥を処理するように覚書を結んでいる。もともと県中全体の汚泥を総合的に処理するというので、白河市・西郷村分を県で行う形になっており、汚泥の処分量1 t 幾らという形の負担になっている。

矢吹貢一委員長

下水道課長に述べる。宮本委員は、どこでそれを処理をしたのかを聞いている。

下水道課長

白河市の白河都市環境センターに保管していた汚泥を、県外に搬出している。

宮本しづえ委員

それは、再利用も含めて県外に搬出できたということか。この県南の汚泥の放射線量はどれくらいか。

下水道課長

しばらくお待ち願う。

矢吹貢一委員長

数字については、後で願う。

ほかに質問があれば、宮本委員願う。

宮本しづえ委員

これは、汚泥だけを処理しているのか。流域だと、流入量によって維持管理費をもらっている。その関係でプラスマイナスがあったと理解したが、そうではなく、県が負担金をもらって汚泥だけを処理しているということか。そうすると、私が聞いた流入量1 m³当たりの管理費の比較は、この場合は余り参考にならないと考えてよいか。

下水道課長

指摘のとおりであり、県北、県中、そのほかの処理場については、基本的に流入汚水量1 m³当たり何円となっている。白河市・西郷村については、汚泥の処分だけであるので、1 t 当たり幾らという形で覚書を結んでおり、1 t 当たり1万8,276円となっている。

宮本しづえ委員

都市公園条例の一部改正について、迷惑行為を禁止する条項を一つ加えるとのことだが、これはどういうものを想定しているのか。

まちづくり推進課長

委員は「迷惑」と述べたが、条例は「危険を及ぼす行為」ということで改正を予定している。危険を及ぼす行為は、具体的には、他の公園利用者との距離が十分でない、あるいは危険防止措置がとられていない状況下でのドローンの飛行やスケートボード、キックボードの乗り入れ、犬を放しての遊び、キャッチボールなどを想定している。

宮本しづえ委員

皆、公園でいろいろなことを楽しむ。今述べたことが禁止事項となったときに、例えばキャッチボールも危険な行為とみなされるのか。

まちづくり推進課長

あくまでもほかの公園利用者に危険を及ぼすおそれのあるもので、現場で常識的な範囲で確認し、それをやめてもらう場合の根拠ということで今回の条例を定める。

宮本しづえ委員

その際、誰がどう判断するのか。

まちづくり推進課長

まずは現場を管理している管理者が判断し、その判断に応じて行為を中止してもらうようお願いすることになると思う。

宮本しづえ委員

他人に危険を及ぼす行為を中止してもらうのはやむを得ないが、自由な公園利用に支障のない範囲でこの条例を適用するよう願う。

宮下雅志委員

今の都市公園条例について、例えば「危ないことはしないでください」という表示をするときに、キャッチボールやスケートボードなどの行為を列記すると、周りの人たちが、ここはキャッチボールやスケートボードをしてはいけない公園だと理解してしまう可能性があると思う。今回の条例の趣旨は、行為自体を禁止するものではなく、あくまでも周りの状況も含めて利用者に危険を及ぼす行為を禁止するものなので、その辺の告知はどう考えているか。

まちづくり推進課長

まずは現場に看板等を設置し、4月1日の施行までの間に周知していきたい。

宮下雅志委員

看板を設置するのはよいが、そこに禁止行為を書くのか。それはどう考えるか。

まちづくり推進課長

禁止行為を書くと周りの状況にかかわらず一律に禁止することになるので、まずは、危険を及ぼす行為をしないようにという看板を立てようと思っている。

宮下雅志委員

危ないことはしないようにというのは当たり前だが、行為を列記することによって、そこで皆で楽しく過ごそうという公園の目的自体を阻害することのないように願う。

亀岡義尚委員

土の117ページ、「民事調停の申立てについて」である。今回は4件について、「滞納家賃等の支払いがなされない場合

は県営住宅の明渡しを求めるため」訴えを提起するとのことであるが、金がなくて払えないのか、あっても払わないのか。滞納月数が、10、8、7、10カ月となっているが、この要件を聞く。

また、こういった訴訟は1年間にどの程度起こされているのか、昨年度の例を聞く。

さらに、県営住宅はたくさんあると思うが、1、2がいわき市好間町、3、4がいわき市常磐湯本町で、偶然なのかこの2地区から2件ずつ上がっているが、どういった中でこの4件になったのか聞く。

建築住宅課長

対象世帯から述べるが、基本的には10万円または6カ月以上の滞納者のうち、再三の要請に応じてもらえなかった方に対して、民事調停を求めることにしている。また、平成26年度は8件の民事調停を行い、そのうち申し立てに至ったものが6件で、成立が5件、うち2件は一括で全額支払っている。最終的に明け渡し請求となったものが1件あった。

今年度も既に4件の民事調停を行っているが、民事調停の成立が2件、残りの2件は全て支払われた。この状況を踏まえて、その4件の方が支払えるのか支払えないのかについては、再三にわたる要請に応じてもらえない、会えない、話ができない状況が続いており、その辺は調停の結果の中で判明していくものと考えている。

亀岡義尚委員

2件、2件となったのは、偶然か。

建築住宅課長

全くの偶然だと思う。

宮下雅志委員

不動産の取得について聞く。「復興公営住宅の用に供するものとして、不動産を取得」する、建物を取得する内容である。これまでの復興公営住宅の整備の考え方は、県が土地を取得し、そこに県が契約者となって集合住宅や戸建ての住宅を建設をしていくものである。今回、32、30、30戸の合計92戸の建物を取得することについて、同じ敷地内に3つの住区があり、それぞれ3つの団体から取得することになっているが、このあたりの考え方について聞く。

復興住宅担当課長

発災直後は、これまでと同じように標準設計を使って県が設計し、請負で工事を発注する方法をとっていた。それを、できるだけ加速して早く提供するために、これまで幾つかの試みがなされ、その一つに設計者施工者を一括選定して、途中の調達期間を早める方法がとられた。

また、木造住宅及び中層住宅の買い取り事業ということで、用地は県が取得し、造成して提供する。そこに設計施工一貫で建物を建ててもらい、不動産として県が買い取る方法をとった。4,890戸のうち、県営分で木造住宅700戸程度、中層住宅760戸程度を買い取りの方法により進めている。この方法だと、設計期間中に資材の調達や労働力の確保等ができるのと、施工者の調達にかかる時間が必要ないので工期の短縮ができ、木造で1～2カ月程度、中層で3～4カ月程度の工期の短縮が行われるなど、加速する意味では非常に有効と考えている。

宮下雅志委員

非常に有効な方法だということである。4,890戸の整備計画のうち862戸が完了し、今後工期をなるべく短縮して、こうした買い取りタイプを中心に進めていくとの理解でよいか。

復興住宅担当課長

今後は、買い取りが主体となって発注する調達方法になる。

宮本しづえ委員

今の内容に関連して、前にUR都市機構が建てたものを買取った事例があった。今回は、県内の別な事業者が建てたものを買取るとのことだが、1戸当たりの買い取り金額に相当な開きがあると思う。今回は、UR都市機構と比べて非常に安い印象だが、この違いはどこからくるものなのか。

復興住宅担当課長

720戸程度をUR都市機構に要請しているが、UR都市機構が建設している団地は全ていわき市である。いわき市は軟弱地盤等があり、地盤の弱いところに建設するため、その分杭工事などに非常にコストがかかることになるので、そういったところが単価差の一番大きな原因だと考えている。

宮本しづえ委員

本県は仮設住宅の供用期間が平成29年3月までだが、岩手県、宮城県は来年の3月で終わるところが出始めている。本県の場合、仮設住宅の入居状況がどうなっていて、特に津波・地震の被災者の入居状況はどうなっているのか大変気になるが、その辺は分けて管理しているか。

建築住宅課長

仮設住宅について、原子力災害と津波被害を分けているかとの質問であるが、区分して集計している。仮設住宅全体では、建設戸数が1万6,800戸、入居者は11月末時点で1万98世帯となっている。この区分であるが、上半期、下半期等で分けているので時点が少し変わって、その数については、地震津波が約3,000世帯、原子力災害が約7,000世帯となっている。

矢吹貢一委員長

続いて、下水道課長に先ほどの宮本委員の質問に対する答弁を求める。

下水道課長

白河市の汚泥の放射能濃度についてだが、保管されていたもので高くて1,500Bq/kg程度である。

宮本しづえ委員

仮設住宅における地震津波と原子力災害に伴う避難の入居者の内訳を教えてもらった。なぜその質問をしたかというところ、地震津波で仮設住宅に入居している方は、自宅が壊れたりなくなったりした方で、防災集団移転や区画整理などさまざまなまちづくりの事業と関連して、これからの生活再建をしなければならない。海岸の堤防工事も進められているが、まちづくりの各種事業が実際にどれくらい進んでいて、仮設の入居期限の平成29年3月までに、地震津波の方が何とか見通しがつくような状況になるのか、このあたりを県としてはどう捉えているのか。

まちづくり推進課長

まず市町村が実施する防災集団移転事業の進捗であるが、いわゆる避難指示区域外の防災集団移転の移転先として、県内全体で41地区を予定している。この41地区については、全て造成工事が完了しており、ほぼ100%引き渡しが進んでいる。

る。入居については、全体1,083戸のうち75%程度の817戸が入居済みである。

区画整理事業については、全8地区あり、全地区造成に着手している。また、仮換地指定をしており、今後随時引き渡しとなっていくと考えている。

宮本しづえ委員

県内の地震津波関連の各種まちづくり事業との関係では、おおむね平成29年3月までに面的な整備もできて、住宅の建設も進む見通しがほぼ立つと判断してよいか。

まちづくり推進課長

防災集団移転については、平成29年3月までに見込みがつくと考えている。区画整理については、全区が完了するところまではいかないと思う。

宮本しづえ委員

原発事故による避難者の仮設及び借り上げ住宅の入居については、平成29年3月以降も延長せざるを得ないが、地震津波の被災者について、どう扱うかは重要だと思う。本県の場合、他県と比べても入居期間は長く延長されているが、それでも今の話のように、区画整理がそれまでに全区完了しないとなれば、やむを得ず期間を延長することは当然想定される。そういう点で、仮設住宅の入居期間をさらに延長せざるを得ないと私は思っているが、県はそういう考え方で今後進めると考えてよいか。

次長（建築担当）

仮設住宅の延長については、防災集団移転の進捗度合いや復興公営住宅の整備状況、その他いろいろなことを考えながら避難地域復興局と連携して決定し、最終的には復興局が主になって判断していくことになる。

今井久敏委員

復興公営住宅入居者の住宅に対するいろいろな要望がある。例えば、私が今要望されているのが、柴宮団地に新しく建った復興公営住宅について、玄関口やドア回りからすき間風がたくさん入ってくるので何とかしてほしいというものである。県中建設事務所に市議会議員が要望書を持参しているので、情報は入っていると思うが、入居者の要望をどう形にしているのか。できるものとできないものとはあるにしても、入居者の環境条件をきちんとみるというところは、どういう仕組みで動かしているのか。また私が述べた柴宮団地の件は、情報が入っているか。

復興住宅担当課長

柴宮団地の住宅で、玄関からすき間風が入る件については、我々はまだ聞いていない。ただし今までも、入居してから幾つか改善要望が伝えられている。

例えば集合郵便受けについて、避難元市町村から届く郵便物等で大きい封筒のものがあるので、従来の郵便受けでは全部入り切らないことがあり、今後設置するものについては角2封筒が入る十分な大きさのものに変えている。

また、玄関の防犯上のドアチェーンについて、年配の方では操作が非常に難しいため、ドアガードという操作が簡単なものに変えている。

それから当初、レンジフードのスイッチが高い位置にあって、年配の方が非常に使いにくいとの話もあったので、その後設置するものに関しては、スイッチの入り切りを壁づけにして低い位置でも操作できるように変えている。

集会所については、当初はエアコンを設置していなかったが、集会するのにやはり必要だということで、設置するよう

にしている。

そうしたことで、要望に関してはできるだけきめ細かに聞きながら、できるものについては十分対応していきたいと考えている。

今井久敏委員

どこがその窓口になるのか。集会所の責任者が窓口になって動けば、今のようなところに届く話なのか。どのような段取りになっているのか。

復興住宅担当課長

集会所に関しては、利用そのものは団地の自治会に鍵を渡しているのだから、団地が自主的に運営して使うようになる。要望に関しては、指定管理者や管轄の建設事務所の行政課等に訴えがなされる場合があるので、聞いたものを本庁と情報共有して対応していきたい。

今井久敏委員

もう1点、同じ柴宮団地で、既存の県営住宅に対する駐車場整備について聞く。たしか調査費がついて、古い建屋を壊して、そこに250～300台分の駐車場を整備する段取りになっているはずだが、現状の進捗を改めて確認したい。

建築住宅課長

柴宮団地の駐車場整備の件については、建設事務所で現在解体を進めており、解体後に駐車場を整備する段取りで進んでいる。

今井久敏委員

解体後の駐車場の整備のありように関して、県中建設事務所の担当課と太平ビルサービス、地元住民、郡山市、警察、消防も含めて協議会をしっかりとやるということでも今動かしていて、管理のありようについてもそういう段取りでやろうと話を進めているが、解体のタイミングと協議会等の段取りの部分も県では確認しているか。

建築住宅課長

駐車場の協議会については、各団地に設置し、団地ごとに自主管理してもらっている状況であり、その情報は、建設事務所、指定管理者を通じて、我々に上がってくる段取りになっており、柴宮団地については、駐車場が足りないという情報等も既に入っている。

今井久敏委員

先ほど、復興公営住宅の建設スピードを上げるための手法として、買い取りの話があって、大変すばらしいことだと思うが、今回の32、30、30戸の買い取りの考え方について、どういう段取りで買い取りに至るのか。買い取りは、どこからまず要請があって県が発注し、業者の選定も含めてどういう段取りでこうなるのか。

大手のハウスメーカーは虎視眈眈である。私もあちこち回るので話を聞くが、こんなにすばらしい話はない。30戸といえど一団地建設するくらいの話になるので、地元の業者はそれこそ大変だという話になる。そのルールというか、どういう段取りで決定に至るのか聞く。

復興住宅担当課長

買い取り制度自体は、今回の東日本大震災を契機に、岩手県、宮城県が先行して実施し、それに倣って本県も取り入れたものである。基本的な進め方としては、木造住宅については買い取り制度をできるだけ導入する。中層住宅は、提案者のメリットが一番生かせる3階建てについて導入するというので、買い取り制度を導入するかどうかは、県内部で意思決定をした。

まず参加者に、プロポーザルを求める提案の基準や審査基準、スケジュール等を示した参加要綱を示し、参加表明をもらう。参加には資格要件があるので、その要件に合致するかどうかを県で内部審査し、相手に伝え、相手は一定期日までに、その団地におけるまちづくりや住宅に対する提案、工期、コスト等に対する提案書をつくって県に提出する。

その提案書を、県が第三者の評価者も入れた選定委員会を開催して、その中で公平公正に選定する。何社選定するかはそのときのブロックによるが、選定した業者と基本的な協定を結び、設計を開始してもらう。そして、設計を進める上である程度額が精算できるようになったら、改めてそこで譲渡契約を結び、工事に着手してもらう。最後に引き取り検査をして、その額どおりにきちんと工事がなされているか確認した上で、料金を支払う流れになっている。

今井久敏委員

参加資格は、大枠としてどのような内容か。

復興住宅担当課長

木造住宅と中層住宅とで若干違うので、それぞれ分けて説明する。

木造の買い取りに関しては、代表者及び施工業者が、県内に本店があること、建築工事業の許可を受けていることとなっており、いわゆる中小の工務店等の参加も十分可能にしている。グループの場合、代表者に関しては、年間1棟以上の施工実績があること、宅地建物取引業者の免許を有すること。グループ全体としては、何社かあれば合計で年間10棟以上の施工実績があることを参加要件にしている。

また、構造方法を限定しない中層の買い取り方式に関しては、代表者が宅地建物取引業者の免許を有すること。施工に加わる業者は、福島県の建設工事等の請負契約の資格業者名簿に登録されていること、県内に本店があること、管理技術者の資格を有する者を専任で配置できること、提案の求める内容と同等以上の住宅等の施工実績があることを資格条件にしている。

宮下雅志委員

LED照明の導入について聞く。先ごろ、総理から2020年までに蛍光管の製造を禁止する旨の発言があったと記憶しているが、これはLED照明等を導入する政策的な配慮としては、ありだと思っている。その他の条件整備も大変だと思うが、本県においても、県土づくりプランのビジョン10「自然エネルギーを利用して地球温暖化対策を推進します」という項目に、道路の場合だと、LED照明などの新技術の導入を推進すると書いてある。今年度の事業計画にも、「既存道路照明において、LED照明など消費電力の少ない新技術の試験導入を行い、効果の検証を行います」となっているが、まずこの道路におけるLED照明の導入状況と、試験導入した効果の検証結果、今後どのような方針で進めることになっているのか聞く。

道路管理課長

LED照明については、「ふくしま道づくりプラン」においても計画的に導入しているとの記載があり、まず長寿命であり、経済的に維持管理費も安いので、積極的に導入していくことになっている。質問のあった検証結果であるが、平成20年と22年を比較し、電気使用量は、20年2,111kWhに対して、22年は926kWhで、約56%削減の結果が出ている。電気

料については、約半額の48%削減になるが、灯具が高いことや10年くらい長もちすることもわかっているので、省エネとCO₂削減を考慮し、順次計画的にLED照明に更新していきたい。

宮下雅志委員

電力使用量が半分以下になり、なおかつ電気代も半分になるということで、非常に有効な手段だと感じたが、県有建築物についても「LED照明などの新技術の導入により、CO₂削減・管理費削減を図ります」という計画になっている。

先日、県営住宅の街路灯がまだ蛍光灯だということで、地域住民が私のところに相談に来た。電気代の負担を町内会でしているが、周りの市道はLEDになっており、その県営住宅の地域分だけ電気代が非常に高いとのことである。県有建築物のLED照明に対する更新は、街路灯等も含めてどのような計画で、どのように実施しているのか。

建築住宅課長

県営住宅については、新しい団地等復興公営住宅でそういった配慮をしながら進めているが、既存の公営住宅については、まだ計画の策定等に至っていない。今後、長寿命化計画等の見直し時期であるので、そういった計画の中で、計画的に実施していくという形になると思うが、現状ではまだ実施できない状況である。

宮下雅志委員

更新には費用が非常にかかるとのことだが、今の話のように非常に効果の高いものであることも含め、地域住民の負担になっている部分も実際にあるので、ぜひ前向きに検討願う。要望として述べておきたい。

亀岡義尚委員

台風18号の関係だが、今回の補正でも、9月の関東・東北豪雨の災害復旧に所要の予算を計上とのことである。先ほど、18日に査定が終わったとの話だった。これから事業の確定、予算措置、執行となっていくと思うが、現段階で話せるのであれば、これからの見通しと大体の額を聞く。

また、要件が合わず激甚災害に指定されなかったと記憶しており、その点における予算の出どころについて、県には相当額の予算措置が必要になると思うが、そのあたりについて聞く。

河川整備課長

関東・東北豪雨の災害復旧の今後の見通しであるが、先週の金曜日をもって、関東・東北豪雨に関する災害査定を全て終了した。災害報告額は、県としては127億円と報告していたが、最終的な査定結果として、113億円の災害復旧費の決定を受けた段階である。今後、国から予算内示があるが、今年度については決定額の8割強程度の執行と想定して、その関係上、今議会において85億円ほどの災害復旧予算を計上した。

工事については、既に仮復旧、あるいは先ほど部長から説明あった115号のように、35カ所ほど、災害査定を待たずに工事に着手している。災害査定を終えたことから、今後、工事はこの予算の範囲内で順次発注していくことになるが、年度も押し迫ったところであるので、来年度にかけての工事が多くなると思う。それも含めて、今年度予算において8割の執行を目指して早期に発注していきたいと考えている。

亀岡義尚委員

県の管理する河川が、田畑などに被害を及ぼして耕作者に被害をもたらした場合、その田畑を仮に直すと受益者負担があるが、県管理のものから損害を与えた場合は、補償等はどうになされているのか聞く。

河川整備課長

今回も、水路等の農業施設や田畑に関して、河川から越水した洪水もかなりあり、その復旧については、農林水産部が所管する農業災害施設復旧事業で対応するようになる。その際、施設によっては一部受益者負担が生じるということであり、所轄外であるため詳細は把握していないが、そういう制度があるとは聞いている。

今回の災害も何十年に一度という規模の洪水であり、今回のように、河川から洪水が堤防を乗り越えて田畑に入った被害については、河川管理者が補償する制度は今のところ特にない。

また、先ほど亀岡委員の質問の2点目で、激甚災害の取り扱いについて失念していたので、あわせて答える。いわゆる激甚災害になると、国庫負担率のかさ上げが行われる。災害復旧事業は、もともと3分の2が国庫負担であり、残りについても100%起債ができ、そのうちかなりの部分が交付税として戻ってくるので、県の実質負担率が全事業費の1.7%となるが、激甚災害になると、これが0.7%まで落ちる。そういう意味ではもともと負担率は手厚い制度であるが、さらに手厚くなるため我々も期待していたが、激甚災害の指定なしでも何とか予算の確保はできている。さらに、財政基盤の脆弱な市町村については、南会津町と昭和村が極地激甚災害の指定を受けたので、そちらはそのような恩恵が受けられると考えている。

亀岡義尚委員

選挙があったので方々歩いたところ、空き家が非常に多くなっており、さらに農村部と都市部、もともと核家族との話もあったが、これほど進んでいたのかと改めて実感した。それ以前もいろいろと歩いた中での感想である。

空き家は、これから大きな社会問題になっていくと言われている。市町村においても今、空き家の数を数えている自治体もあるが、県としてはこの空き家の問題について、どのように認識し、どう把握しているのか。さらに、国の動きはどうなっているか。大きな人口減少の中で、あるいは都市の集中という問題もあり、これがまた水害や洪水などの問題になって、これから大きな課題になると認識しているが、この点について、県の現段階での認識を聞く。

建築指導課長

空き家については、ことし5月に空家等対策特別措置法が施行されている。市町村において空き家の対策計画の策定や協議会の設置を行い、また特定空き家と呼ばれる危ない空き家について、指導、勧告、命令等ができる法律になっている。

どこにどのような空き家がどのくらいあるかが、まず空き家対策のスタートであると認識しており、今空き家の実態調査を各市町村で行っている。ただ、59市町村全てで行っているわけではなく、現在半分弱程度で取り組んでおり、平成28年度には約8割の市町村で取り組むという情報を得ている。それを受けて、各市町村において、どういうものを特定空き家とし、どのような形で勧告するのかを計画の中で決めていく流れになると思う。

本県としては、8月20日に「空家等対策連絡調整会議」を県の15課と市町村、関係団体、国の法務局等も入って立ち上げた。その中で、空き家について各市町村が困っていることの相談を受けて回答し、一つの市町村から出てきたものをそこにフィードバックするだけでなく、残り58市町村にも同じように回答をする、ニュースレターのような形で情報共有を図っている。

そのような流れの中で、空き家対策の計画を今年度中につくろうとしている市町村も若干ある。計画をつくる中で空き家を把握しつつ、特定空き家等に命令を出して段々と壊していく流れになっていくと思っている。特措法関係の空き家については以上である。

亀岡義尚委員

この問題については、これからとのことであるので、我々もしっかり周知したい。一義的には、国から市町村という認識でよいか。そして県はそれを取りまとめるということであっても、やはり何年か後には県の関与も大事になってくるだ

ろうし、農地と都心の地域間格差も非常に大きくなっていくので、土地の計画や利用のあり方についても、この委員会でこれから真剣に議論していかなければならないテーマであると問題提起しておく。